ロ　暗号資産取引業のうち、暗号資産の借入れを業として行うこと等の暗号資産取引特例業務のみを行う者についての登録等の特例の規定の整備を行う。（第二十九条の六関係）

ハ　暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について、それぞれ投資運用業、投資助言・代理業の規制の対象とする。（第二条第八項第十一号～第十五号関係）

ニ　暗号資産取引に係る仲介業を金融商品仲介業に含める。（第二条第十一項、第三章の二関係）

ホ　金融商品取引業者に対し顧客の暗号資産の管理に必要な情報システムを継続的に利用させる等の業務を行う者について、内閣総理大臣への届出、善管注意義務、業務管理体制の整備義務、監督上の処分等の規定の整備を行う。（第二条第五十四項、第五十五項、第三章の六関係）

⑶　暗号資産取引等に係る不公正取引規制等に関する規定の整備

イ　一定の暗号資産取引業を行う者による取扱いが行われている暗号資産の取引等に係るインサイダー取引規制の規定の整備を行う。

㈠　特定暗号資産発行者関係者であって、特定暗号資産等に関する重要事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該重要事実に係る特定暗号資産等の売買等を行ってはならないこととする。（第百七十一条の七関係）

㈡　暗号資産取引業者関係者であって、暗号資産の取扱い等に関する重要事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該重要事実に係る暗号資産等の売買等を行ってはならないこととする。（第百七十一条の八関係）

㈢　大量売買者関係者であって、暗号資産等の大量売付け若しくは大量買付けの実施又はその中止に関する事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該事実に係る暗号資産等の売付け等又は買付け等を行ってはならないこととする。（第百七十一条の九関係）

㈣　㈠から㈢までに掲げる者は、他人に対し、当該重要事実等の公表前に取引をさせることにより利益を得させる等の目的をもって、当該重要事実等を伝達し、又は取引を勧めてはならないこととする。（第百七十一条の十関係）

ロ　暗号資産の取引等に係る風説の流布・偽計、相場操縦行為及びインサイダー取引等に係る課徴金の規定の整備を行う。（第百七十三条～第百七十四条の三、第百七十五条の三、第百七十五条の四関係）

ハ　何人も、特定暗号資産発行者や金融商品取引業者等から対価を受けて取引判断に関する意見を一般に表示をする場合には、対価を受ける旨の表示を併せてすることを義務付ける。（第百七十一条の十二関係）

ニ　金融商品取引法第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで暗号資産取引業を行う者が行った金融商品取引業者による取扱いが行われていない暗号資産等の売付け等は、その売買契約等を原則として無効とすることとする。（第百七十一条の十五関係）

ホ　犯則事件の定義に、暗号等資産の売買その他の取引に係る事件を追加する。（第二百十条関係）

⑷　その他

その他所要の規定の整備を行う。

2　特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備

⑴　一定の上場会社が特定非財務情報の開示を行う場合には、一般に公正妥当であると認められる作成基準に基づいて開示することを義務付けるとともに、当該上場会社に対し、当該情報に係る監査証明を受けることを義務付ける。（第二十六条の四、第二十六条の五関係）

⑵　有価証券報告書等に記載された将来情報等については、一定の場合には、民事責任規定における虚偽記載に該当しないことを明確化する。（第十七条、第十八条、第二十一条、第二十一条の二、第二十二条関係）

⑶　特定非財務情報監査証明業者に係る登録制度を導入し、登録申請書の記載事項及び添付書類、登録拒否要件その他の登録手続に関する規定の整備を行う。（第二条第四十六項～第四十八項、第二十六条の六～第二十六条の十関係）

⑷　特定非財務情報監査証明業者に対する秘密保持義務、業務管理体制の整備義務、業務執行担当者の交代制等の業務の制限、業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定の整備を行う。（第二十六条の十一～第二十六条の二十二関係）

⑸　特定非財務情報監査証明業者に対する監督上の処分、報告徴取及び検査その他の監督に関する規定の整備を行う。（第二十六条の二十三～第二十六条の二十八関係）

⑹　特定非財務情報監査証明業者が設立した一般社団法人であって、特定非財務情報監査証明業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定特定非財務情報監査証明業協会に関する規定の整備を行う。（第二十六条の二十九～第二十六条の三十六関係）

⑺　その他所要の規定の整備を行う。

3　成長資金供給の拡大に係る開示制度の見直し

⑴　特定投資家のみを相手方とする私募等に係る勧誘対象者の範囲を拡大する。（第二条第三項、第四項関係）

⑵　企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、募集・売出しから除外する。（第二条第三項、第四項関係）

⑶　有価証券届出書の提出免除基準を一億円から五億円に引き上げる。（第四条関係）

⑷　少額募集に係る有価証券届出書（簡易な様式による有価証券届出書）を利用できる募集の範囲を発行価額総額が五億円未満の募集から十億円未満の募集に引き上げる。（第五条関係）

⑸　その他所要の規定の整備を行う。

4　有価証券に係る不公正取引規制等の見直し

⑴　公開買付け等に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大

公開買付け等対象者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者等の一定の関係者を公開買付者等関係者に追加する。（第百六十七条関係）

⑵　課徴金制度に係る算定方法の見直し

イ　公開買付者等関係者によるインサイダー取引等に係る課徴金の額の計算に用いる公開買付け等の実施に関する事実の公表後の価格について、その公表後二週間における最も高い価格と、その公表がされた日の前日における最終の価格に一・五を乗じて得た価格のいずれか高い価格等とする。（第百七十五条、第百七十五条の二関係）

ロ　大量保有・変更報告書を提出しない等の場合の課徴金の額を、対象となる株券等の発行者の時価総額の一万分の七とする。（第百七十二条の七、第百七十二条の八関係）

ハ　高速取引行為による相場操縦行為の課徴金の額を、違反行為が開始された日から終了した日までの期間における取引による利益等とする。（第百七十四条の二の二関係）

ニ　課徴金の額の端数計算につき、一円未満の端数切捨てとする。（第百七十六条関係）

⑶　課徴金制度の対象の拡大等

イ　他人の名義をもって有価証券等に係る不公正取引を行った者は、課徴金の額を一・五倍とする。（第百七十三条～第百七十五条関係）

ロ　違反行為等の実行を容易にする目的で自己の名義を利用させた者等に対する課徴金の規定の整備を行い、課徴金の額を違反者の利得相当額の二分の一とする。（第百七十五条の五関係）

ハ　課徴金に係る事実の報告等をした者との間の合意に基づき、資料の提出等の行為をすることに対し課徴金の額を一定割合減額することとする。（第百七十七条の二、第百七十七条の三、第百八十五条の七関係）